

一宮市いじめ防止基本方針について

一宮市いじめ防止基本方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

一宮市教育委員会
教育長 中 野 和 雄

提案理由

一宮市いじめ防止基本方針を策定するため、本案を提出します。

一宮市いじめ防止基本方針

赤文字の部分が 11 月 21 日の総合
教育会議からの変更点です。

平成 3 0 年 4 月

一宮市

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止についての基本的な考え方	1
第2 いじめの定義	1
第3 関係者の責務	2
1 いじめの未然防止	2
2 いじめの早期発見	3
3 いじめに対する措置	3
第4 市・教育委員会の取組	3
1 一宮市いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
2 一宮市いじめ問題対策調査委員会（教育委員会の附属機関）の設置	4
3 教職員の資質の向上	4
4 インターネットを介したいじめに対する対策の推進	4
5 調査研究の推進	4
6 広報・啓発活動	5
第5 学校の取組	5
第6 重大事態への対処	5
1 学校及び市・教育委員会の対応	5
2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置	6

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）のいじめの定義（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

はじめに

いじめは子どもの人権に関わる重大な問題であり、いじめを受けた子どもの心や体の健やかな成長に重大な影響を与えるだけでなく、その命をもおびやかすおそれがあります。

一宮市では、これまで教育委員会を中心に、いじめ防止対策を推進してきました。昭和60年度には、校長会内に「いじめ等対策委員会」を、翌年の昭和61年度には、一宮市教育研究会に「いじめ等対策部」をおき、市全体でいじめ防止対策の充実に取り組んできました。昭和62年度には、全校にいじめ等対策主任を置き、「校内いじめ対策委員会」を設置しました。そして「楽しい学校・明るい学級づくりをめざし、思いやりの心を育てる指導、生命を尊ぶ心を育てる指導」を目指して取り組んできました。

こうした中、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）**第12条の規定**に基づき、本市においても、これまでの取組を踏まえて、一宮市立小中学校を対象として、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「一宮市いじめ防止基本方針」という。）を策定します。この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止に一層努めていきます。

第1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為でありながら、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得る、全ての児童生徒に関わる問題です。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばしていくには、いじめの防止等に取り組むとともに、児童生徒一人一人の自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校の風土をつくることが大切です。

本市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切な存在であることを実感できるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めていきます。

第2 本方針におけるいじめの定義

この基本方針において対象とする「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

第3 関係者の責務

本市では、子どものいじめの防止等に関する各関係者（学校・教育委員会・家庭・地域・関係機関等）が、一宮市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携してそれぞれの責務を果たします。

1 いじめの未然防止

- 市・教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援していきます。
- 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- 学校は、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。
- 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要です。

2 いじめの早期発見

- 市は、「子ども悩みごと相談」等相談窓口を設置し、いじめに悩む子どもや保護者の相談に対応します。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めます。
- 教育委員会は、スクールカウンセラー（臨床心理士）や心の教室相談員（※1）を各学校に派遣するなどし、児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- 学校は、「学校生活調査」を実施し、児童生徒の理解を目指します。

- 学校は、研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- 学校は、いじめアンケートの実施、一日観察日（※2）、相談週間などの教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- 保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

-
- ※1 第三者的な立場で生徒の話し相手になったり、生徒や保護者、教職員の悩み相談を行ったりする相談員。
 - ※2 場所、時間などについて職員の配置を決め、全校体制で児童生徒の様子や人間関係を観察する。観察の結果を記録し、全職員で情報を共有し、気になる児童生徒の対応にあたります。

3 いじめに対する措置

- 教育委員会は、学校がいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援をします。
- 教育委員会は、毎月いじめの実態について認知件数や態様等について報告を受け、状況を把握するとともに、対応の支援をします。
- 学校は、「いじめ・不登校対策委員会」を校務分掌表に位置付け、いじめの問題に対する組織的な対応の徹底を図ります。
- 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的にいじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を守ることを最優先に考えて対応します。
- 保護者は、市・教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等の取組に対して、必要な協力を行います。

第4 市・教育委員会の取組

市・教育委員会は、いじめの防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して取組の充実を図ります。

1 一宮市いじめ問題対策連絡協議会の設置

- 市・教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する関係機関の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談センター、保健所、法務局、学識経験者、臨床心理士、保護者代表等の関係者を構成員とする「一宮市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- 「一宮市いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめの防止等に関する関係機関のいじめの問題への取組状況を検証・協議し、本市のいじめの防止等に関する取組が、一宮市いじめ防

止基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、今後の取組や施策の充実に生かします。

2 一宮市いじめ問題対策調査委員会（教育委員会の附属機関）の設置

- 法第14条第3項に基づき、市立学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるよう、教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による一宮市いじめ問題対策調査委員会（附属機関）を設置します。
- 一宮市いじめ問題対策調査委員会は、解決が難渋する事例について対応の仕方を検討し、学校への指導を行います。
- 教育委員会が、法第28条第1項に規定する重大事態（※3）に係る調査を行う必要が生じた場合には、この附属機関により調査を行います。

※3 「重大事態」（法第28条第1項）とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

3 教職員の資質の向上

- 市・教育委員会は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。
- 市・教育委員会は、「いじめ対策ハンドブック」「小・中学生の自殺予防～いじめ自殺をめぐって～」を全教職員に配付し、いじめ防止の対応力の向上を図ります。

4 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

- 市・教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。また、保護者に対しても必要な啓発活動を実施します。

5 調査研究の推進

- 市・教育委員会は、いじめの防止等のための対策に係る事例等を集積・分析するなど、調査・研究を推進します。また、その成果を学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を充実させます。

6 広報・啓発活動

- 市・教育委員会は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止についての広報・啓発活動を行います。

第5 学校の取組

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します（法第13条）。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市・教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

第6 重大事態への対処

1 学校及び市・教育委員会の対応

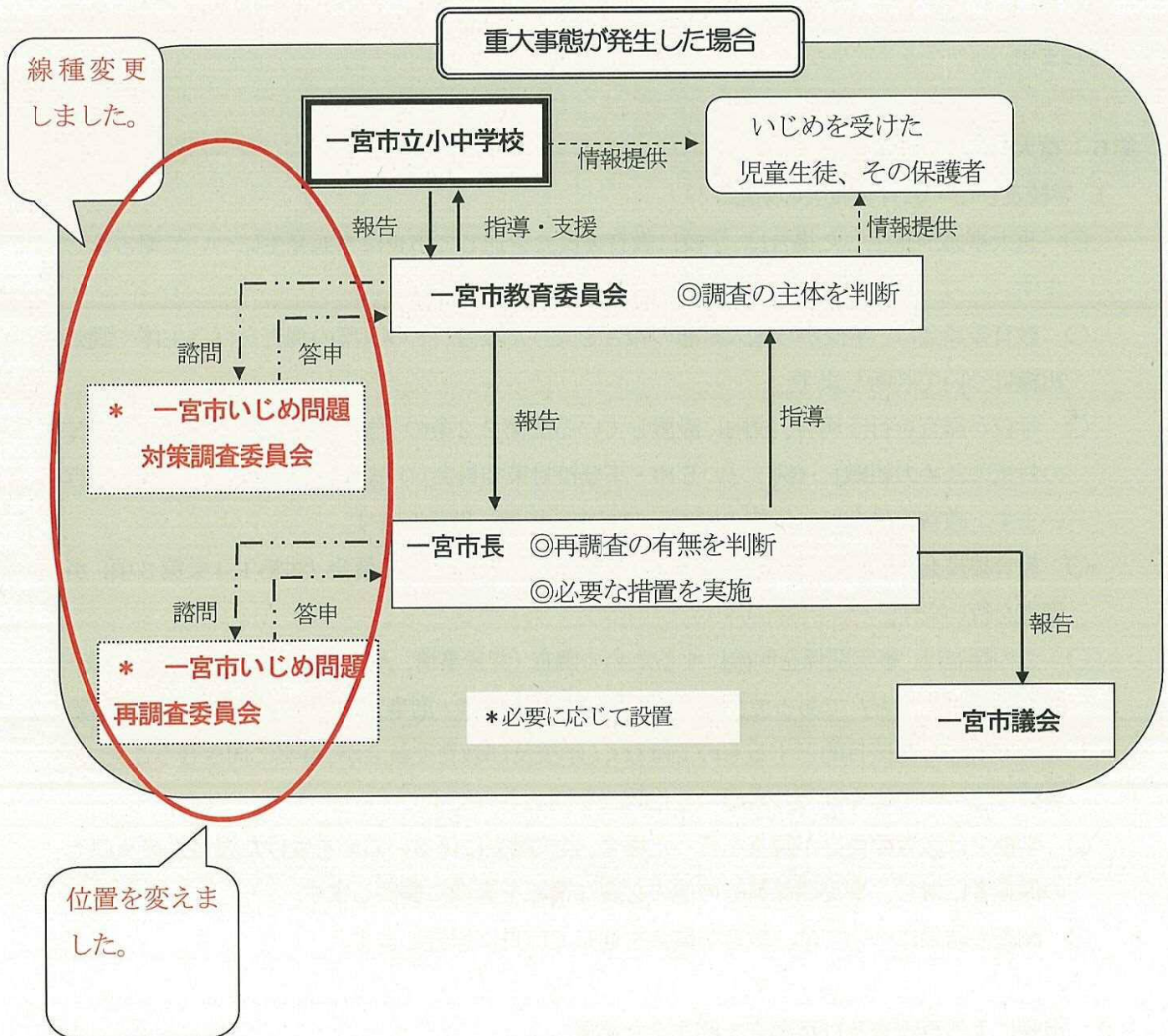
- 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長に事態発生について報告をします。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。
- 学校が調査を行う場合、校内に設置している法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（例：「いじめ・不登校対策委員会」）を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導・助言します。
- 教育委員会が調査を行う場合、一宮市いじめ問題対策調査委員会（法第14条第3項）が調査を行います。
- この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。
- 調査の結果については、教育委員会を通じて市長に報告します。

2 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 市長は、学校や一宮市いじめ問題対策調査委員会が行った調査（法第28条第1項）の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、一宮市いじめ問題再調査委員会（専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関）により調査（「以下、「再調査」という。）を行います（法第30条第2項）。
- 再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長はその結果を議会に報告します（法第30条第3項）。
- 学校について再調査を行った場合、市長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導

主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

〈重大事態への対処に関する組織図〉



資 料

- ・パブリックコメント

※一宮市いじめ防止基本方針（案）への意見

- ・一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例(案)

一宮市いじめ防止基本方針（案）への意見に対する市の考え方

No.	いただいたご意見（要旨）	一宮市としての考え方	該当箇所
1	• 全体的にうまくまとまっているが、一宮市ならではの独自の取組があまり見られないように感じる。未然防止が大切なので、ピア・サポートやアサーション・トレーニングなどのプログラムや異年齢交流などを今後調査研究してみたらいかがか。	貴重なご意見、ありがとうございます。平成 28 年度よりピア・サポートやアサーション・トレーニングに取り組んでおります。	全体
2	• 「教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言…」とある。教育委員会は、学校にどんな指導・助言したのかを、被害保護者に伝えるべきだ	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。	第 3.3 いじめに対する措置
3	• 「いじめ」という用語は禁止。強要罪、暴行罪、恐喝罪、傷害罪、名誉棄損罪のうちどれかにあたるので、「犯罪」「学校犯罪」に名称変更し、事件化する。「いじめ」の報告が学校現場からあがった場合は、報告分を市の HP に UP し、即警察に事件として告発する。あるいは、小中校各学校に弁護士を配備し、民事紛争手続きを開始する。	貴重なご意見、ありがとうございます。警察等の関係機関と連携していじめ対策に取り組んでまいります。	全体
4	• 6 ページ目に「いじめに関係した教職員」という項目が無いのは何故か？	★修正します★ いじめ防止対策推進法のいじめの定義により、いじめの対象は児童生徒同士と考えております。	第 6 重大事態への対処
5	• いじめ調査委員会の調査は、教育委員会を通してからだ、問題が大きくなってからの対応にならないか。保護者からも直接訴えができて客観的に見てもらえると安心できる。	本調査は、解決が難渋する事例や重大事態を対象としたものです。調査の中で、保護者からの話も伺います。	第 4 市・教育委員会の取組
6	• 策定は意義があるが、教職員や大人の本気度を子どもに伝えることが大事である。 • 教師の多忙化を改善し、子どもにかかわる時間を増やし、いじめを許さない体制を作ることを課題にすべきである。 • 問題が発生した場合、教育委員会や先生が、子どもと話し合うことで問題を明らかにすることが大切である。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。	全体

7	法の支配を教え、人を処罰したり、訴訟を解決したりするのは裁判所であることを教える。テストの競争だけではなく、道徳心や倫理を身につけるようにしなければいけない。	貴重なお意見として、今後の参考とさせていただきます。	全体
8	「いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ」とあるが、精神的・身体的に少しでもダメージがあれば「犯罪行為」である。(P2L4) - いじめを認知した場合は、いかなる場合も警察に相談すると明記して欲しい。(P2L6) - 相談したことが他の子どもに分からないようにする状況をどのようにつくっているか。 - すべてのアンケートを無記名にする。	貴重なお意見として、今後の参考とさせていただきます。 今後も、警察等の関係機関と連携していじめ対策に取り組んでまいります。	第2 いじめの定義 第3.2 いじめの早期発見
9	- いじめ防止は小学生からで良いのか。→学校教育課だけでなく、子育て支援課とも連携して早くから行うことはできないか。 - 親の責任を求めるだけではなく、親が子育てに自信をもてるよう支援していく仕組みが必要である。 - 先生が生き生きと働けるような体制作りが必要である。 ① 担任一人当たりの児童生徒の受け持ち人数を減らす。 ② 事務専門の人員を置く。 ③ 専門職に外注する	貴重なお意見として、今後の参考とさせていただきます。	第1 基本的な考え方 第3 関係者の責務 第4.3 教職員の資質向上
10	- この基本方針にそって、関係者が一丸となって取り組み、いつも皆が笑顔で登校できる一宮市にしよう。 - お互いに認め合える人間関係をつくるためには、家族での躰、教育が最も大切である。 110番相談窓口を開設したらどうか。	貴重なお意見、ありがとうございます。 平成29年度より、市ウェブサイトのトップページに「教えて学校情報」を開設し、保護者や児童生徒の相談を受け付けております。	全体
11	いじめ防止基本方針（案）はその通りだと思うが、難しい問題である。みんなで協力して悩んでいる子どもの話し相手、相談相手になりたい。	貴重なお意見、ありがとうございます。	全体

(案)

議案第 号

一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように定める。

平成30年 月 日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項及び第3項並びに第30条第2項の規定に基づき、一宮市いじめ問題対策連絡協議会、一宮市いじめ問題対策調査委員会及び一宮市いじめ問題再調査委員会を設置するため、本案を提出する。

一宮市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 一宮市いじめ問題対策連絡協議会(第2条―第8条)
- 第3章 一宮市いじめ問題対策調査委員会(第9条―第13条)
- 第4章 一宮市いじめ問題再調査委員会(第14条―第17条)
- 第5章 雑則(第18条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき、一宮市が設置する一宮市いじめ問題対策連絡協議会その他組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 一宮市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に一宮市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を推進し、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るとともに、必要な事項を協議するものとする。

(組織)

第4条 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(連絡協議会の委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育長がこれを招集する。

- 2 連絡協議会の会議は、会長及び半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 連絡協議会は、特に必要があると認めるときは、連絡協議会の会議に委員以外のものの出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 一宮市いじめ問題対策調査委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に一宮市いじめ問題対策調査委員会(以下「対策調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 対策調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第24条に規定する調査に関すること。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関すること。

(委員長)

第11条 対策調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、対策調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第12条 対策調査委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項について対策調査委員会の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(準用)

第13条 第4条、第5条、第7条及び第8条の規定は、対策調査委員会について準用する。この場合において、第4条第1項中「15人」とあるのは「5人」と、第7条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「委員長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 一宮市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第14条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、一宮市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置くことができる。

(所掌事務)

第15条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(任期)

第16条 再調査委員会の委員の任期は、前条の事務が終了したときまでとする。

(準用)

第17条 第4条、第7条、第8条及び第11条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第4条第1項中「15人」とあるのは「5人」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第7条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項中「教育長」とあるのは「市長」と、第8条中「教育委員会事務局」とあるのは「総務部」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

2 この条例に定めるもののほか、対策調査委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策調査委員会又は再調査委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中49の項を52の項とし、37の項から48の項までを3項ずつ繰り下げ、36の項の次に次のように加える。

37	一宮市いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 13,000
38	一宮市いじめ問題対策調査委員会委員	日額 15,000
39	一宮市いじめ問題再調査委員会委員	日額 15,000

一宮市公民館長の委嘱について

一宮市公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 29 年 12 月 26 日

一宮市教育委員会
教育長 中 野 和 雄

提案理由

欠員補充のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市公民館長 委嘱候補者

氏名	性別	備考	新任 再任
うちだ しげる 内田 茂	男	大和町連区町会長代表者より 推薦	新

2. 委嘱期間

平成30年1月1日から平成31年3月31日

※一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定に基づく前任者の残
任期間

一宮市公民館長

地区名	氏名
宮西	もり 森 まさあき 雅昭
貴船	ひよし 日吉 こういち 興一
神山	ひおき 日置 まさお 雅夫
大志	いとう 伊藤 たかし 孝司
向山	たかの 高野 えつこ 悦子
富士	ふたまた 二俣 かつみ 勝美
葉栗	もりしま 森島 のぶお 伸夫
西成	せきど 関戸 すすむ 進
丹陽	いわた 岩田 れいじ 禮仁
浅井	あやおり 綾織 たかし 孝司
北方	いわた 岩田 つねお 常夫
大和	うちだ 内田 しげる 茂
今伊勢	のだ 野田 みつお 満男
奥	いまえだ 今枝 ひでゆき 秀之
萩原	やまぐち 山口 みちはる 三千治
千秋	はせがわ 長谷川 たけし 武
起	あべ 阿部 ひろむ 博武
小信 中島	しばた 柴田 こうじ 幸二
三条	いわた 岩田 のぶお 信夫
大徳	むらさ 村瀬 かつみ 勝美
朝日	こづか 小塚 としひろ 俊博
開明	すぎもと 杉本 さとる 智
木曽川	おがわ 小河 もとお 元男

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

一宮市教育委員会
教育長 中 野 和 雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業

ア 市内の教育関係団体

イ 報道機関（新聞社又は放送局）

ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体

- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
44	NPOつなハピ 代表 とくだ ひろみ 徳田 洋美	一宮子どもと教育 を語るつどい	・講演 「涙と笑いのハッピークラス」 講師 金森 俊朗 氏 参加予定者 300名	平成30年 3月4日 (日)	尾西グリー ンプラ ザ多目的 ホール	無料 保育のみ おやつ代 100円	(4) (6)
45	特定非営利活動法人 日本冒険教育協会 理事長 おくむら けんすけ 奥村 健介	2018冬 ネイチャーフェス ティノシル	・「自然に触れ合える活動」を展開し、 「むかし遊び」の体験を通して「外 遊びや集団遊びの楽しさ」を感じて もらい「たくさんの友達と交流する 場」を設定する ・年長～小学6年生 約70名	平成30年 1月28日 (日)	大野極楽寺 公園	1000円	(4)
46	はびふるクラブ 代表 たにぐち ようこ 谷口 容子	発達障がい学習会 in一宮	・発達障がいについて理解を深めるた めにどんな支援方法が効果的なのか 学習する会 ・教員、保護者、学生 約80名	平成30年 1月20日 (土)	iビル 3階 一宮支援セ ンター会議 室	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
56	一宮児童合唱団 「きそがわ KIDS」 代表 いのうえ のりこ 井上 紀子	第20回定期演奏会	合唱・ダンス・ミュージカルの発表会	平成30年 3月24日(土)	木曽川文化会館	無料	(6)
57	ロマンツェ 代表 たかはし としこ 高橋 とし子	ロマンツェ メモリアルコンサート	コーラスの発表会	平成30年 4月21日(土)	木曽川文化会館	無料	(7)
58	医療法人 山下病院 院長 かたやま まこと 片山 信 主催(共催) 医療法人山下病院 及び 一般社団法人 一宮市医師会	第18回消化器病 市民公開講座	がんの早期発見・早期 治療の必要性や健康 づくりを推進するた めの講演会	平成30年 3月10日(土)	一宮市民会館	無料	(6)
59	木曽川文化創造 ワークショップ 代表 はせがわ かずたか 長谷川 一貴	第66回きそがわ ふれあいコンサート	エレクトーンによる コンサート	平成30年 5月19日(土)	木曽川文化会館	有料 1,000円	(6)
60	尾西信用金庫 地域業務支援部長 いわた ちかのり 岩田 親典	小塚謙一ピアノ コンサート	一宮市出身のピアニ ストによるコンサート	平成30年 3月15日(木)	尾西信用金庫 事務センター	無料	(7)
61	いきたひ一宮実行 委員会 代表 なかしま かずよ 中島 和代	いきたひ映画上映 会&長谷川ひろ子 監督講演会	ドキュメンタリー映画 の上映と監督による 講演会	平成30年 3月11日(日)	一宮市民会館	有料 〔当日〕 大人 2,000円 中学生 1,000円 〔前売〕 大人 1,500円 中学生 1,000円	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
62	健友ネット集会実行 委員会 実行委員長 かわせ 川瀬 ゆか	第 29 回健友ネット 集会	ジャーナリストの 堤 未果氏による記念 講演「沈みゆく大国 アメリカ～逃げきれ！ 日本の医療～」 名古屋大学大学院 法学研究科教授 本 秀紀氏による特別 講演「今こそ考えよう 憲法について」	平成30年 2月11日 (日・祝)	アイブラザー宮	無料	(6)
63	家庭倫理の会一宮市 会長 おおしま はるみ 大島 春美	家庭倫理講演会	「ともに生きる」をテーマ とした、和やかな家庭 づくりについての講演会	平成30年 4月21日(土)	アイブラザー宮	有料 1,000円	(6)
64	テレビ愛知株式会社 事業局事業部 代表取締役副社長 やまぐち ひろあき 山口 宏昭	種村有菜原画展 ～20th anniversary～	一宮市出身の漫画家 種村有菜氏の原画展	平成30年 2月1日(木)～ 2月13日(火)	名古屋パルコ 西館8F パルコギャラ リー	有料 〔当日〕 1,200円 〔前売〕 1,000円	(5) イ (7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
42	一宮サッカー連盟 理事長 たんげかねまさ 丹下金政	平成30年度 一宮・中日少年 サッカースクール	市内の小学校1年生 ～6年生の男女を対 象にサッカーを通じ て「心・技・体」の向 上を目的として開催 する。	平成30年 3月18日 (日)～ 平成31年 3月16日 (土)	市内各小学校 運動場	月額 3,240円	(3) (6)
43	愛知県ソフト テニス連盟 一宮支部 支部長 ほんだみねお 本田峰雄	第28回 愛知県選抜 高等学校ソフト テニス大会	東海4県の有力校に よる総体上位進出に 向けた強化を目的と したソフトテニス大 会(学校対抗戦形式) 高校生男女32チーム の団体戦。予選リーグ と決勝トーナメント 方式で実施する。	平成30年 3月17日 (土)・21日 (祝・水)	一宮市 テニス場	1チーム 1日 3,000円	(6)
44		第22回 選抜高等学校 ソフトテニス 一宮研修大会	東海4県各県の県大 会進出を目指す各校 による総体に向けた 強化を目的としたソ フトテニス大会(学校 対抗戦形式) 高校生女子48チーム の団体戦。予選リーグ と決勝トーナメント 方式で実施する。	平成30年 3月23日 (金)・24日 (土)	一宮市 テニス場	1チーム 1日 2,500円	(4)
45	愛知県 一宮総合運動場 場長 あおやまのりひこ 青山徳彦 主催 公益財団法人 愛知県教育・ スポーツ振興財団	平成29年度 スプリント トライアル	小学生 50mスプリン ト、中学生以上100m スプリントを1人2 回計測する。	平成30年 3月17日 (土)	いちい信金 スポーツ センター	小学生 500円 中学生以上 1,000円	(4)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
46	一般財団法人 愛知県バスケット ボール協会 会長 加藤宣明 かとうのぶあき 主催 東海バスケット協会	第 31 回東海高等学校バスケットボール新人大会	4月から開催される平成30年度全国高等学校総合体育大会における東海ブロック内のシードエリアを決定する。 各県予選又は推薦により代表権を得た男女3チーム計24チームによるトーナメント戦により実施する。	平成30年 2月10日 (土)・11日(日)	一宮市総合体育館	1チーム 10,000円	(4)
47	特定非営利活動法人 木曽川文化・スポーツクラブ 理事長 ひびのたかお 日比野隆夫	第3回一豊杯争奪西尾張地区小学生剣道大会	西尾張地区に所属する道場・教室で編成されたチーム、及び主催者有効団体による小学生の団体戦。 予選リーグ及び決勝トーナメント方式で実施する。	平成30年 3月25日 (日)	一宮市 木曽川体育館	1チーム 5,000円	(4) (6)
48	愛知ユースホステル協会 理事長 おおた たかし 太田 孝	ユースホステル協会 2018年春休み体験教室	子供たちが親元を離れて団体生活することにより、自主性と責任ある態度と思いやりの心を養う。また、団体生活を通して学校や家庭とは異なった体験に積極的に係るなかで自然とのふれあいのすばらしさや豊かな心を育み、力強く生きる力を身に付けることを目的とする。	平成30年 3月25日 (日)～4月2日(月)	①大阪府 ②⑦東京都 ③和歌山県 ④山口県 ⑤沖縄県 ⑥神奈川県・東京都	新小学校3年生～新中学1年生の男女 ①32,800円 ②49,800円 ③52,800円 ④58,800円 ⑤149,800円 ⑥48,800円 ⑦52,800円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
49	一宮北部少年 野球クラブ 会長 もりたえつひろ 森田悦弘	第25回 春季一宮北部 少年野球大会	一宮北部少年野球ク ラブに加盟登録され たチームによるトー ナメント戦で実施す る。	平成30年 2月3日(土) ～3月(土・ 日・祝)期間内	大野極楽寺 公園野球場	1チーム 7,000円	(6)